

○近畿大学自己点検・評価委員会規程

平成4年6月1日

第1条 近畿大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、本学の教育、研究の充実と活性化を図り、大学の使命を果たすため、教育、研究等の現況とその独自性についての自己点検・評価に関する事項を調査検討することを目的とする。

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学長及び副学長
- (2) 各学部長、法科大学院長及び大学院部長
- (3) 全学共通教育機構長、教職教育部長、短期大学部長、通信教育部長、中央図書館長、学生部長、キャリアセンター長、国際交流センター長、リエゾンセンター長、I R・教育支援センター長その他関係研究所長・センター長
- (4) 各本部長
- (5) 事務部関係部長
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 委員会は必要に応じて、小委員会を置くことができる。委員は委員長の指名により学長が任命する。

第4条 委員会に委員長を置き、学長がこれを任命する。

第5条 委員会に運営委員会を置き、委員には各学部等（大学研究科を含む。）自己点検・評価委員会委員長をもって充てる。

第6条 委員会の下に専門の事項を点検・評価するため、必要な専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の委員には、第3条の委員が分担して当たるほか、各学部教員その他職員の中から適任者を選任して委嘱する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、随時部会を開催し、その審議結果は委員会に報告するものとする。

第7条 委員会及び部会の委員の任期は、2年とする。

第8条 委員会及び部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第9条 各学部等に自己点検・評価に関する検討機関を置くことができる。

第10条 委員会の事務は、大学運営本部大学院・共通教育学生センターにおいて行う。

附 則

この規程は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日）

この規程の改正は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月1日）

この規程の改正は、令和5年5月1日から施行する。